

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当支給事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉市長

## 公表日

平成31年4月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の概要	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等に基づき、千葉市(以下「本市」という。)が、児童手当等の支給事務を行う。 ①認定請求書等の受理(窓口や郵送での書類の受入及びサービス検索・電子申請機能で受領する。) ②児童手当等の認定及び不認定 ③認定及び不認定の通知 ④手当の支給 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報、住民基本台帳の情報及び年金関係情報の照会
③システムの名称	福祉システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当等支給台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二の74,75
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局こども未来部こども企画課
②所属長の役職名	こども企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所 こども未来局 こども未来部 こども企画課 043-245-5178

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等に基づき、千葉市(以下「本市」という。)が、児童手当等の支給事務を行う。  ①認定請求書等の受理 ②児童手当等の認定及び不認定 ③認定及び不認定の通知 ④手当の支給 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報及び年金関係情報の照会	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等に基づき、千葉市(以下「本市」という。)が、児童手当等の支給事務を行う。  ①認定請求書等の受理(窓口や郵送での書類の受入及びサービス検索・電子申請機能で受領する。) ②児童手当等の認定及び不認定 ③認定及び不認定の通知 ④手当の支給 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報、住民基本台帳の情報及び年金関係情報の照会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
平成30年8月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	こども企画課長 始関 秀次	こども企画課長 内山 健	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
平成30年8月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	福祉システム	福祉システム、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)、中間サーバ	事後	誤記の修正
平成31年4月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	こども企画課長 内山 健	こども企画課長	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年1月4日時点	事後	
平成31年4月4日	IV リスク対策		新規	事後	